

平成20年度（平成19年度対象）

教育に関する事務の管理及び執行の状況
の点検及び評価の報告書

平成21年2月

音更町教育委員会

目 次

はじめに

1 点検及び評価の趣旨	1
2 点検及び評価の対象	1
3 点検及び評価の方法	1

I 点検及び評価の結果

1 教育委員会の活動状況

(1) 会議の状況	2
(2) 規則等の制定・改廃の状況	5
(3) 表彰の状況	5
(4) 研修会等への参加の状況	7
(5) 学校訪問の状況	7
(6) 町民への情報提供の状況	8

2 教育行政推進における主要な施策の実施状況	9
------------------------------	---

II 資料

1 教育委員会の組織	20
2 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等に関する規則…	21
3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）	22

はじめに

1 点検及び評価の趣旨

平成19年6月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され（平成20年4月1日施行）教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出することとされました。

また、点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることとされました。

音更町教育委員会では、これまでも各種計画に基づき効果的な教育行政を推進してきましたが、法に基づく点検及び評価を行い、その結果を公表することで、町民の皆様には教育に関する事務の管理及び執行の状況について説明するとともに、今後の施策・事業の展開等に活用し、より一層効果的な教育行政の推進を図っていきます。

（参考）地方教育行政の組織及び運営に関する法律（平成19年6月27日一部改正）

第27条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第3項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2 点検及び評価の対象

平成19年度の教育委員会の活動状況のほか、平成19年度教育行政推進の方針に位置づけられて実施した施策・事業等を点検及び評価の対象としています。

3 点検及び評価の方法

教育委員会会議の開催状況など、教育委員会の活動状況を明らかにするとともに、施策・事業等については、課題等を踏まえた今後の取組みの方向性を明らかにしています。

教育委員会が行った点検及び評価の客観性を確保するとともに、今後の取り組みに向けた活用を図るため、来年度からは、教育に関し学識経験を有する方から点検及び評価に関する意見や助言をいただきます。

1 教育委員会の活動状況

点検及び評価の結果

1 教育委員会の活動状況

(1) 会議の状況

教育委員会の会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び音更町教育委員会会議規則に基づき、5人の教育委員会委員が教育行政に関する基本的な方針の決定や教育委員会規則の制定など、教育に関する様々な議題について審議します。

平成19年度は、次のとおり開催されました。

それぞれの会議においては、事務局から付議案件の提案理由や説明が行われた後、教育委員会委員の活発な質疑、審議を経て、いずれも決定、了承されました。

今後においても、教育を取り巻く課題等に対応した施策の推進等に向けて、十分な審議を行っていく必要があるため、各委員に資料等の事前説明を行う等、審議がより活発なものとなるようにしていきたいと考えています。

さらに、日常的に事務局と施策・事業の実施状況等や教育の課題等についての意見交換を行い、学校訪問などの活動を充実させながら、積極的に教育行政を推進していく必要があると考えております。

期 日	付 議 案 件
19. 4.27	(報告) ・ 教育委員会事務報告 ・ 卒業式・入学式の実施状況について (議案) ・ 音更町教育研究所職員の委嘱について ・ 音更町社会教育委員及び音更町公民館運営審議会委員の委嘱について ・ 音更町文化財保護審議会委員の委嘱について ・ 音更町図書館協議会委員及び音更町立視聴覚ライブラリー運営委員会委員の委嘱について
19. 5.30	(報告) ・ 教育委員会事務報告 ・ 音更町温水プールの指定管理者委託に伴う利用実績と委託料の精算について (議案) ・ 音更町公民館条例の一部を改正する条例案について ・ 音更町学校評議員の委嘱について ・ 音更町青少年センター運営委員の委嘱について ・ 音更町奨学資金審議会委員の委嘱について ・ 学校職員の処分の内申について (協議案) ・ 平成19年度補正予算(案)について ・ 教育委員の学校訪問について

19. 6.22	<p>(報告)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育委員会事務報告 ・ 陳情第1号 義務教育費国庫負担率の回復、教育予算の拡充を求める件について <p>(議案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 音更町奨学資金支給者の決定について <p>(協議案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育委員の学校訪問日程について
19. 7.20	<p>(報告)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育委員会事務報告 <p>(議案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 英語指導助手の採用について ・ 音更町いじめ問題等対策委員会委員の委嘱について ・ 音更町青少年センター運営委員の委嘱について
19. 8.24	<p>(報告)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育委員会事務報告 <p>(議案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成20年度に使用する小学校用及び中学校用教科用図書の採択について ・ 音更町就学指導委員会委員の委嘱について ・ 平成20年度北海道公立学校長採用候補者の推薦について <p>(協議案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成19年度補正予算(案)について ・ 音更町文化センター設備改修工事(大小ホール照明・音響等設備機械更新)に伴う使用停止について
19. 9.27	<p>(報告)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育委員会事務報告 <p>(議案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成19年度全国学力・学習状況調査の結果の公表等について ・ 平成20年度北海道公立学校教頭昇任候補者の推薦について ・ 音更町就学指導委員会委員の委嘱について <p>(協議案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 駒場小学校校舎改築に係る基本的な考え方について
19.10.19	<p>(報告)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育委員会事務報告 <p>(議案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成19年度音更町文化奨励賞等表彰者の決定について
19.11. 5 (臨時会)	<p>(報告)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全国学力・学習状況調査の取扱いについて <p>(議案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校職員評価制度(試行)の実施について <p>(協議案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鈴蘭小学校校舎増築について

19.11.22	<p>(報告)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育委員会事務報告 ・ 教職員時間外勤務手当等請求訴訟事件について <p>(協議案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成19年度補正予算(案)について ・ 平成20年度教育委員会予算について(予算編成に向けて)
19.12.21	<p>(報告)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育委員会事務報告 ・ 平成19年度いじめに関する実態報告について <p>(議案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成20年度全国学力・学習状況調査への参加について <p>(協議案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成20年度教育委員会予算編成に伴う主要事業の概要について
20. 1.31	<p>(報告)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育委員会事務報告 <p>(議案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 音更町立学校管理規則の一部を改正する規則案について
20. 2.22	<p>(報告)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育委員会事務報告 <p>(議案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 音更町学校部分林設定条例及び音更町有林野学校林設定条例を廃止する条例案について ・ 音更町パークゴルフ場条例の一部を改正する条例案について ・ 音更町パークゴルフ場条例施行規則の一部を改正する規則案について ・ 平成19年度音更町スポーツ賞等該当者の決定について ・ 教職員人事の内申について <p>(協議案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成19年度補正予算(案)について ・ 平成20年度教育行政推進の方針(案)について ・ 平成20年度教育委員会予算(案)及び主要事業について ・ 駒場小学校校舎改築基本設計について
20. 3.25	<p>(報告)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育委員会事務報告 ・ 卒業式の実施状況について ・ スクールバス運行における交通事故について ・ 学校職員の懲戒処分について <p>(議案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 音更町教育委員会事務局職員の人事について ・ 教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則を一部改正する規則案について ・ 教職員人事の内申について

(2) 規則等の制定・改廃の状況

平成 19 年度に制定・改廃された教育委員会の規則及び教育関係の条例は次のとおりです。

ア 規則

題 名	公布年月日	施行年月日
・音更町学校管理規則の一部を改正する規則	20. 1.31	20. 1.31
・音更町パークゴルフ場条例施行規則の一部を改正する規則	20. 2.22	20. 4. 1
・教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則の一部を改正する規則	20. 3.25	20. 4. 1

イ 条例

題 名	公布年月日	施行年月日
・音更町公民館条例の一部を改正する条例	19. 6.20	19. 6.20
・音更町学校部分林設定条例及び音更町有林野学校林設定条例を廃止する条例	20. 3.21	20. 3.21
・音更町パークゴルフ場条例の一部を改正する条例	20. 3.21	20. 4. 1

(3) 表彰の状況

ア 音更町文化奨励賞等

〔音更町の文化の高揚と発展に寄与した個人及び団体を表彰〕

文化奨励賞：(科学・芸術・教育等を通じ、音更町の文化の進展に著しく貢献した個人又は団体を表彰)

	氏 名(年齢)	表 彰 事 由
個人	岩 岡 忠 勝(73 歳)	本町文化の向上に寄与
	田 村 綾 那(17 歳)	書道(全道高等学校書道展 北海道高等学校文化連盟賞)
団体	音更高等学校管弦楽局	音楽(全道高文連音楽発表大会 最優秀賞)

文化奨励特別賞：(音更町の文化の振興発展に貢献し、その功績が特に顕著な個人又は団体を表彰)平成 19 年度は該当者なし。

イ 音更町スポーツ賞等

〔音更町のスポーツの分野において優秀な成績をおさめた者及びスポーツの振興に寄与した個人又は団体を表彰〕

スポーツ賞（全国・全道規模の大会で優秀な成績・記録をおさめた個人又は団体）

【個人】

氏 名	年齢	所 属	種 目
遠 藤 麻 衣	15 歳	緑南中学校	バレーボール
富 田 奈那美	15 歳	下音更中学校	バレーボール
松 田 力 也	10 歳	木野東小学校	卓球
板 矢 智 志	12 歳	下音更小学校	サッカー
駒 澤 颯 人	12 歳	下音更小学校	サッカー
稲 葉 淳	12 歳	緑陽台小学校	サッカー
五十川 智 美	18 歳	とわの森三愛高等学校	ソフトボール
高 森 健 太	17 歳	白樺学園高等学校	バレーボール
大 山 慶二郎	17 歳	音更高等学校	ボクシング
高 田 佳 明	17 歳	音更高等学校	ボクシング

【団体】

名 称	種 目
下音更中学校野球部	野球

スポーツ奨励賞（全国・全道規模の大会で上位入賞、十勝大会で優秀な成績）

【個人】

氏 名	年齢	所 属	種 目
羽 原 里 美	18 歳	帯広南商業高等学校	バレーボール
堀 部 美 紗	18 歳	帯広南商業高等学校	バレーボール

【団体】

名 称	種 目
音更太陽シニアクラブ	ソフトボール

スポーツ功労賞（本町におけるスポーツの普及振興に貢献のあった個人又は団体）

【個人】

氏 名	年齢	所 属	種 目
田 辺 泰 夫	74 歳	音更町陸上競技協会	陸上

(4) 研修会等への参加の状況

教育委員会では、各種研修会に参加し、他市町村教育委員会との情報交換や、研修に努めているほか、教育行政に関する調査・研究を行っています。

平成19年度は、北海道立生涯学習センターを訪問し、生涯学習をめぐる最近の動向と課題や広域的な生涯学習サービス網の整備等についての調査・研究を実施いたしました。

年月日	場 所	研 修 会 等
19. 7.11 ~12	札幌市	・北海道立生涯学習センター ・第44回北海道市町村教育委員研修会
19.12. 4	幕別町	・十勝管内市町村教育委員会教育委員研修会

(5) 学校訪問の状況

教育委員会では、教育委員全員で町内全小中学校を訪問し、それぞれの学校の取り組みについて実情把握に努めています。

校長より経営の重点・懸案事項の説明及び授業参観による子どもたちの学びの様子を見学後、教育委員会と校長・教頭との意見交換により、学校運営・教育環境等様々な視点で実情と課題の把握等に努め、より良い教育環境の推進に努めております。

また、訪問時に学校給食の試食も行っております。

平成19年度は特に「保健室訪問」を実施し、児童生徒の保健室の利用状況と養護教諭から見ての児童生徒の最近感じる点等の説明をもらい、課題の把握に努めました。

訪問年月日	訪 問 学 校 名
19. 7.17	下音更小学校、鈴蘭小学校(学校給食)、下音更中学校
19. 7.20	昭和小学校、音更小学校(学校給食)
19. 8.24	緑陽台小学校、音更中学校(学校給食)
19. 8.28	緑南中学校、駒場小学校(学校給食)、駒場中学校
19. 8.31	豊田小学校、東土幌小学校
19. 9. 5	下土幌小学校、木野東小学校(学校給食)
19.10. 9	東中音更小学校、西中音更小学校(学校給食)、南中音更小学校
19.10.19	東土狩小学校、共栄中学校(学校給食)

(各種学校行事等)

小中学校の入学式・卒業式に委員長をはじめ、各委員、教育長が出席するほか、運動会・体育祭への訪問等を行っています。

また、周年記念事業等としては次のとおり実施され、記念式典に参加しております。

【柳町小学校開校30周年記念式典(平成19年11月18日)】

(6) 町民への情報提供の状況

教育委員会では、教育に関する制度や手続き、行事等の周知を図るために、様々な情報を提供しています。

今後においても、ホームページや町広報誌等を活用し、情報提供の方法を工夫しながら、より一層、わかりやすく、様々な情報を提供していく必要があると考えています。

ア 広報誌の活用

毎月発行している公報「おとふけ」にて教育に関する各種情報の提供に努めました。

(主な掲載情報)

- ・「生涯学習のまど」00JC オープンカレッジ等の各種講座の紹介
- ・「図書館通信」新着・おすすめ図書の紹介、図書館行事のお知らせ
- ・その他(小規模特認校の特集紹介等)

イ ホームページの活用

ホームページの管理・運営を通じて、教育委員会の活動を町民にお知らせしています。

(主な掲載情報)

- ・音更町の教育目標
- ・小中学校ホームページ
- ・学校教育関係(区域外就学、就学援助等)
- ・社会教育関係(施設の紹介 空き状況/予約、生涯学習等)
- ・図書館(蔵書検索)

2 教育行政推進における 主要な施策の実施状況

2 教育行政推進における主要な施策の実施状況

項目	成果		教育委員会の点検・評価												
	目	果													
主要な施策															
文教対策															
1. 幼稚園就園奨励	私立幼稚園就園奨励補助を次のとおり実施した。 補助対象人数 365人 補助額 24,728,000円		私立幼稚園に就園している園児の保護者の所得状況にに応じて経費の一部を補助することにより、経済的負担が軽減され、もって幼児教育の振興が図られている。 補助額は年々増加傾向にあるが、文部科学省の補助事業でもあることから、今後とも継続していきたい。												
2. 教職員研修	教職員の資質の向上を図るため、次のとおり研修を行った。 対象教職員 340人 2,822,905円		教職員の素養、知識、技術向上のために学校内で行う研修と、道内研修参加者に対する費用を交付した。 今後とも学校内での総意工夫した研修を奨励し、教職員研修の充実を図っていく必要がある。												
3. 教職員健康対策	教職員の健康診断を次のとおり実施した。 受診人数 315人 延1,341人 3,173,879円 胸部X線、胃検査、血圧検査、尿検査、血液検査 心電図検査、聴力検査、身体総合検査		教職員の健康診断を帯広徳州会病院に委託し、実施した。 受け入れ人数の制限があるため（1日5名程度）長期間に渡ることが、長期休業期間中に多くの教職員が実施されるよう日程調整をし、実施していきたい。												
4. 教材教具の整備	小中学校の教材教具を次のとおり整備した。 (単位 円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>学校数</th> <th>整備額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校</td> <td>15</td> <td>5,939,680</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>5</td> <td>2,621,434</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>20</td> <td>8,561,114</td> </tr> </tbody> </table>	区分	学校数	整備額	小学校	15	5,939,680	中学校	5	2,621,434	計	20	8,561,114		新設の普通学級や特別支援学級に必要な教材や、学校要望を整理した上で教材教具を整備し、教育環境の充実を図っている。 また、吹奏楽の楽器は年次計画で各中学校に整備している。今後とも計画的に教材教具を整備していく必要がある。
区分	学校数	整備額													
小学校	15	5,939,680													
中学校	5	2,621,434													
計	20	8,561,114													
5. 総合的な学習の時間 支援事業	総合的な学習の時間として、創意工夫を生かした特色ある学校づくりの推進を図った。 (単位 円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>学校数</th> <th>交付額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校</td> <td>15</td> <td>1,645,000</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>5</td> <td>855,000</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>20</td> <td>2,500,000</td> </tr> </tbody> </table>	区分	学校数	交付額	小学校	15	1,645,000	中学校	5	855,000	計	20	2,500,000		総合的な学習の時間における教育活動において、創意工夫を生かした特色ある学校づくりに資するため、小中学校にその経費を交付している。 今後とも、国際理解・情報・環境・福祉・健康教育等の総合的な教育活動の推進のために必要である。
区分	学校数	交付額													
小学校	15	1,645,000													
中学校	5	855,000													
計	20	2,500,000													

項目	目	果																														
主要な施策	成	教育委員会の点検・評価																														
6. 就学援助	就学困難な児童生徒に対し、次のとおり就学援助費を支給した。	就学困難な児童生徒に対し、就学援助をすることにより、経費負担の軽減を図っている。																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">(単位 人、円)</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>人数</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学用品費</td> <td>854</td> <td>14,065,920</td> </tr> <tr> <td>体育実技用具費</td> <td>274</td> <td>3,054,170</td> </tr> <tr> <td>入学準備金</td> <td>176</td> <td>3,511,500</td> </tr> <tr> <td>修学旅行費</td> <td>196</td> <td>7,780,902</td> </tr> <tr> <td>通学費</td> <td>21</td> <td>565,830</td> </tr> <tr> <td>医療費</td> <td>423</td> <td>1,678,097</td> </tr> <tr> <td>給食費</td> <td>854</td> <td>34,230,452</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>854</td> <td>64,886,871</td> </tr> </tbody> </table>	(単位 人、円)			区分	人数	支給額	学用品費	854	14,065,920	体育実技用具費	274	3,054,170	入学準備金	176	3,511,500	修学旅行費	196	7,780,902	通学費	21	565,830	医療費	423	1,678,097	給食費	854	34,230,452	計	854	64,886,871	年々対象者も増加傾向にあるが、今後とも保護者負担の軽減のため、継続していくことが必要である。
(単位 人、円)																																
区分	人数	支給額																														
学用品費	854	14,065,920																														
体育実技用具費	274	3,054,170																														
入学準備金	176	3,511,500																														
修学旅行費	196	7,780,902																														
通学費	21	565,830																														
医療費	423	1,678,097																														
給食費	854	34,230,452																														
計	854	64,886,871																														
7. 奨学資金	高校在学者で家庭の経済的な理由により就学困難な者に対し、奨学資金を支給した。	高校在学者であって、経済的な理由によって就学困難な高校生に奨学金を支給している。																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">(単位 人、円)</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>支給人数</th> <th>奨学資金支給総額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通年(12カ月)</td> <td>60</td> <td>月額 6,500 4,667,000</td> </tr> <tr> <td>冬期(4カ月)</td> <td>60</td> <td>月額 6,500 4,667,000</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>4,667,000</td> </tr> </tbody> </table>	(単位 人、円)			区分	支給人数	奨学資金支給総額	通年(12カ月)	60	月額 6,500 4,667,000	冬期(4カ月)	60	月額 6,500 4,667,000	計		4,667,000	申請者数が増加傾向にあるため、今後、認定者数の増を検討していきたい。															
(単位 人、円)																																
区分	支給人数	奨学資金支給総額																														
通年(12カ月)	60	月額 6,500 4,667,000																														
冬期(4カ月)	60	月額 6,500 4,667,000																														
計		4,667,000																														
8. 教育施設の整備	教育施設の整備を次のとおり実施した。	(既存施設の改修及び保全) 老朽化した学校プールの修繕と暖房設備の改修を実施した。今後、安全性と機能性を確保するため、計画的な改修と保全に努める。																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">(単位 円)</th> </tr> <tr> <th>工事名等</th> <th>工事費等</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>柳町小学校水泳プール修繕工事</td> <td>2,331,000</td> <td>柱脚部、胴縁、ブレース一部交換修繕</td> </tr> <tr> <td>西中音更小学校水泳プールの過機修繕工事</td> <td>1,921,500</td> <td>F R P 製砂ろ過機、モーター等更新</td> </tr> <tr> <td>緑陽台小学校水泳プール修繕工事</td> <td>570,000</td> <td>胴縁一部交換修繕</td> </tr> <tr> <td>木野東小学校校舎耐震改修工事</td> <td>134,925,000</td> <td>ビタコラム工法、内部壁増設、鉄骨ブレース</td> </tr> <tr> <td>鈴蘭小学校教室等改修工事</td> <td>11,077,500</td> <td>普通教室改造、給食室改修、網戸設置</td> </tr> <tr> <td>木野東小学校校舎耐震改修追加工事</td> <td>6,825,000</td> <td>外壁面塗装修繕</td> </tr> <tr> <td>共栄中学校暖房自動制御修繕工事</td> <td>1,753,500</td> <td>暖房自動制御修繕</td> </tr> <tr> <td>共栄中学校特別支援教室改修工事</td> <td>4,620,000</td> <td>肢体不自由児対応設備整備</td> </tr> </tbody> </table>	(単位 円)			工事名等	工事費等	内容	柳町小学校水泳プール修繕工事	2,331,000	柱脚部、胴縁、ブレース一部交換修繕	西中音更小学校水泳プールの過機修繕工事	1,921,500	F R P 製砂ろ過機、モーター等更新	緑陽台小学校水泳プール修繕工事	570,000	胴縁一部交換修繕	木野東小学校校舎耐震改修工事	134,925,000	ビタコラム工法、内部壁増設、鉄骨ブレース	鈴蘭小学校教室等改修工事	11,077,500	普通教室改造、給食室改修、網戸設置	木野東小学校校舎耐震改修追加工事	6,825,000	外壁面塗装修繕	共栄中学校暖房自動制御修繕工事	1,753,500	暖房自動制御修繕	共栄中学校特別支援教室改修工事	4,620,000	肢体不自由児対応設備整備	(学校施設の耐震化推進) 木野東小学校校舎の耐震改修および柳町小学校の耐震改修設計を実施した。安全と安心な学校づくりのため施設の耐震化は喫緊の課題であり、情報を公開しつつ積極的な取り組みが必要である。 (教室不足解消のための増築) 児童増に対応するため木野東小学校および鈴蘭小学校校舎の増築設計を実施した。児童・生徒の推移を見極めながら施設の整備計画を進めることが肝要である。 (危険建物の改築) (耐力度不足の駒場小学校校舎の改築設計を実施した。)
(単位 円)																																
工事名等	工事費等	内容																														
柳町小学校水泳プール修繕工事	2,331,000	柱脚部、胴縁、ブレース一部交換修繕																														
西中音更小学校水泳プールの過機修繕工事	1,921,500	F R P 製砂ろ過機、モーター等更新																														
緑陽台小学校水泳プール修繕工事	570,000	胴縁一部交換修繕																														
木野東小学校校舎耐震改修工事	134,925,000	ビタコラム工法、内部壁増設、鉄骨ブレース																														
鈴蘭小学校教室等改修工事	11,077,500	普通教室改造、給食室改修、網戸設置																														
木野東小学校校舎耐震改修追加工事	6,825,000	外壁面塗装修繕																														
共栄中学校暖房自動制御修繕工事	1,753,500	暖房自動制御修繕																														
共栄中学校特別支援教室改修工事	4,620,000	肢体不自由児対応設備整備																														

項目	主要な施策	成果				教育委員会の点検・評価
		成	成	成	果	
		柳町小学校校舎耐震補強設計委託業務 3,885,000 校舎耐震改修実施設計	木野東小学校校舎増築設計委託業務 4,074,000 校舎増築実施設計	駒場小学校校舎改築設計委託業務(債務負担) 28,213,500 ボーリング調査、基本設計、実施設計、外構設計	鈴蘭小学校校舎増築設計委託業務(債務負担) 3,675,000 校舎増築実施設計	
		計	171,982,500	債務負担を除く		
9	教員住宅の整備	教員住宅の整備を次のとおり実施した。 (単位 円)				教職員の福利厚生の一環として整備されている教員住宅の改善のため、給湯器未設置の住宅にボイラーを設置したほか、傷みの激しい屋根を塗装した。今後も設置目的の達成のため、入居者の要望を把握し、入居状況を踏まえながら整備を進める必要がある。
		工事名	工事費	内容		
		教員住宅給湯設備工事	2,583,000	石油給湯器、シャワー、混合栓	5戸	
		教員住宅屋根塗装工事	1,753,500		5棟7戸	
		計	4,336,500			
10	開かれた学校づくり	信頼される開かれた学校づくりに向けて次のとおり実施した。 ・学校評議員の委嘱 (小学校 64名、中学校22名) ・小規模特認校制度導入 (昭和小学校)				信頼される開かれた学校づくりを進めるため、学校評議員制度を活用している。 今後とも、学校評議員を活用した「学校評価」及び情報の発信に努め、学校・地域・家庭のより一層の連携協力を強めていきたい。 また、昭和小学校の小規模特認校導入については平成19年度は3名の児童が通学していたが、平成20年度は2名となっている。制度のPRに今後とも努めていきたい。
11	いじめ等の対策	いじめ問題等対策委員会を設置し、全小中学校にアンケート調査を実施した。 アンケート調査をまとめた「いじめに関する実態調査」と、具体的な対応状況を整理し「いじめ指導事例集」を作成し、教職員に配付した。				アンケート調査を基に、いじめの実態把握に取り組んでいる。 また、適応指導教室や、心の相談員との連携を図りながら、いじめ・不登校に対して解決できるよう進めている。 今後、校内・町内体制の充実により、早期発見・早期解決に取り組んでいきたい。

項目	目 的	教育委員会の点検・評価
<p>主要な施策</p> <p>12. 児童生徒の安全確保</p>	<p>成果</p> <p>児童生徒の安全確保対策として次のとおり実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新入学児童への防犯ブザーの配付 ・巡視強化のための用具購入（傾向反射腕章） ・全中学校にAED（自動体外式除細動器）を配置 	<p>登下校時の通学路の安全対策については、地域ぐるみで子どもを見守る取り組みが進められている。</p> <p>また、中学校5校にAEDを設置するとともに、教職員に対しての普通救命講習を実施し、操作方法等の研修を行った。</p>
<p>13. 情報教育</p>	<p>小中学校に教育用コンピュータを整備し、児童生徒が基礎的操作の習得並びに情報化時代に対応できるような教育を実施した。</p> <p>次の学校のコンピュータ整備を実施した。</p> <p>整備校 音更中学校・駒場中学校（校内LAN整備、機器の更新）</p>	<p>コンピュータ整備については、小学校は4人に1台、中学校は1人に1台整備している。</p> <p>今後、小学校の更新時には、整備台数等の検討をしていきたい。</p>
<p>14. 国際理解教育</p>	<p>英語指導助手を配置し、中学校における生徒に対する英語の発音指導のほか、小学校における英会話の補助及び地域における国際交流活動等の活動を行っている。</p> <p>英語指導助手 1名</p>	<p>英語指導助手については、契約期間を1年間とし、更新を認めている。小中学校をはじめ、社会人の英会話教室や国際交流の集い、スウイングダンスなど幅広く活動されており、今後も継続していきたい。</p>
<p>15. 食育</p>	<p>生涯にわたって健康で生き生きとした生活を送ることを目指し、児童生徒に対して食品の品質や安全性などを自らが判断できる能力の育成を図っている。</p> <p>十勝管内で唯一の自校給食は、搬送時間を要しないことから手作りの献立や暖かい料理の提供が行え、児童生徒から好評を得ている。</p>	<p>本町の学校給食は、地場産品の割合が高いが、今後とも食教育の充実を図るとともに、食品の安全・安心に継続して取り組む必要がある。</p> <p>（平成20年度には、栄養士4名を栄養教諭として発令し、食教育充実に向けての体制整備を進めている。）</p>
<p>16. 規模別小中学校の教育効果に関する研究</p>	<p>北海道教育大学旭川校に委託し、次のとおり研究を実施した。</p> <p>【研究目的】</p> <p>国語と算数（数学）の基礎学力テストと学校生活意識調査を実施し、学校規模並びに学級規模が、児童生徒の学力と学校生活意識に与える影響の程度を明らかにする。</p> <p>【対象者及び実施時期】</p> <p>小学校5・6年、中学校1・2年の全児童生徒を対象に7月と12月の2回調査を実施した。</p> <p>小学校 15校（第1回調査925名、第2回調査927名）</p> <p>中学校 5校（第1回調査907名、第2回調査882名）</p>	<p>研究結果から、小学校では学力について若干の差が見られたものの、学校を楽しむと思う意識についての規模の差は無かった。中学校では学校・学級規模が大きいほど学力はプラスの影響が働く一方、学校や学級への評価が低い傾向も分かった。</p> <p>いずれも教師の在り方や学級運営が力みを握ることが分かると、教育環境の改善には「人材」が重要であることを示した。教職員の資質・能力向上のため、教職員研修の更なる充実を図っていく必要がある。</p>

項目	目		成果	教育委員会の点検・評価																					
	主要な施策	振興																							
社会教育事業	1. 青少年教育事業	<p>団体活動を奨励し、体験学習の充実と指導者の養成を図り、青少年の健全育成に努めた。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>参加人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>こども姉妹町視察研修（岩手県軽米町）</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>こども会リーダー研修会（夏・冬）</td> <td>99</td> </tr> <tr> <td>秋山ハイキング</td> <td>112</td> </tr> <tr> <td>こども会世話人研修会</td> <td>114</td> </tr> <tr> <td>文化少年団指導者会議</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>こども体験隊</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>熟年先生講座（夏・冬）</td> <td>78</td> </tr> <tr> <td>国際交流のつどい</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>青年リーダー研修会</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>成人式</td> <td>331</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	参加人数	こども姉妹町視察研修（岩手県軽米町）	25	こども会リーダー研修会（夏・冬）	99	秋山ハイキング	112	こども会世話人研修会	114	文化少年団指導者会議	4	こども体験隊	22	熟年先生講座（夏・冬）	78	国際交流のつどい	18	青年リーダー研修会	8	成人式	331	<p>（こども姉妹町視察研修） 小学生の相互交流事業として定着し、相互理解が図られている。継続的姉妹町交流は本事業のみであり、今後も継続が必要である。</p> <p>（各種こども会事業） 地域と共に少年の健全育成を図るものであり、地域との関係が希薄化する中、今後も継続が必要である。</p> <p>（こども会世話人、文化少年団指導者会議） 各世話人・指導者の資質向上及び養成を図り地域での少年の健全育成を図るもので、今後も継続が必要である。</p> <p>（こども体験隊、熟年先生、国際交流） 体験活動を通して豊かな情操や健全な身体を育成を図ると共にこどもの居場所づくりを提供するものであり、今後も継続が必要である。</p> <p>（青年リーダー研修会） 青年活動の指導者育成を推進すると共に他町との交流を深めるものであり、今後も継続が必要である。</p> <p>（成人式） 新成人としての意識及び認識を持ってもらう機会として、今後も継続が必要である。</p>
	事業名	参加人数																							
こども姉妹町視察研修（岩手県軽米町）	25																								
こども会リーダー研修会（夏・冬）	99																								
秋山ハイキング	112																								
こども会世話人研修会	114																								
文化少年団指導者会議	4																								
こども体験隊	22																								
熟年先生講座（夏・冬）	78																								
国際交流のつどい	18																								
青年リーダー研修会	8																								
成人式	331																								
2. 青少年対策	<p>青少年の健全育成を図るため、街頭・巡視指導・通報・相談等を行い、非行防止に努めた。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策内容</th> <th>実施回数等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>街頭・巡視指導</td> <td>巡視 延580回 延1,201人</td> </tr> <tr> <td>通報・相談</td> <td>通報 40件 相談 0件</td> </tr> <tr> <td>有害環境の浄化活動</td> <td>随時実施</td> </tr> <tr> <td>広報活動</td> <td>広報紙発行 12回 広報車運行 随時</td> </tr> <tr> <td>研修活動</td> <td>研修会 24人 派遣 21人</td> </tr> <tr> <td>関係機関・団体との連携</td> <td>学校訪問 各3回</td> </tr> </tbody> </table>	対策内容	実施回数等	街頭・巡視指導	巡視 延580回 延1,201人	通報・相談	通報 40件 相談 0件	有害環境の浄化活動	随時実施	広報活動	広報紙発行 12回 広報車運行 随時	研修活動	研修会 24人 派遣 21人	関係機関・団体との連携	学校訪問 各3回	<p>（街頭・巡視指導） 青少年センターを拠点に、各地区の指導員と連携をとりながら進めている。今後も地域との連携をさらに密接に進めていきたい。</p> <p>（通報等） 主に学校を通じ青少年センターに通報があり、学校等関係機関に周知している。事件的要素の高い場合の早期対応等に今後とも努力していきたい。</p> <p>（広報紙） 月1回発行し、概ね好評の意見もあるが、より多くの町民へ見てもらえる紙面づくりに努めたい。</p>									
対策内容	実施回数等																								
街頭・巡視指導	巡視 延580回 延1,201人																								
通報・相談	通報 40件 相談 0件																								
有害環境の浄化活動	随時実施																								
広報活動	広報紙発行 12回 広報車運行 随時																								
研修活動	研修会 24人 派遣 21人																								
関係機関・団体との連携	学校訪問 各3回																								

項目	目 的	成 果	教育委員会の点検・評価																				
3. 成人教育事業	学習の場と機会を提供し、計画的・継続的学習を進めるとともに、団体の自主的活動の助長に努めた。	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">(単位 人)</th> </tr> <tr> <th style="width: 80%;">事業名</th> <th style="width: 20%;">参加人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家庭教育学級(20学級)</td> <td style="text-align: center;">2,788</td> </tr> <tr> <td>幼児家庭教育学級(ママの講座)</td> <td style="text-align: center;">50</td> </tr> <tr> <td>女性ライフスクール</td> <td style="text-align: center;">50</td> </tr> <tr> <td>高齢者学級(9学級)</td> <td style="text-align: center;">816</td> </tr> <tr> <td>高齢者大学(4学年)</td> <td style="text-align: center;">57</td> </tr> <tr> <td>高齢者大学院(2学年)</td> <td style="text-align: center;">24</td> </tr> <tr> <td>子育てテレホンサービス</td> <td style="text-align: center;">190件</td> </tr> <tr> <td>家庭教育電話相談</td> <td style="text-align: center;">18件</td> </tr> </tbody> </table>	(単位 人)		事業名	参加人数	家庭教育学級(20学級)	2,788	幼児家庭教育学級(ママの講座)	50	女性ライフスクール	50	高齢者学級(9学級)	816	高齢者大学(4学年)	57	高齢者大学院(2学年)	24	子育てテレホンサービス	190件	家庭教育電話相談	18件	(各家庭教育学級) 幼児・小中学生の保護者の子育てを支援すると共に資質の向上のため、今後も継続が必要である。 (女性ライフスクール) 生活課題の解決や資質向上、地域での役割を醸成するため、今後も必要である。 (各種高齢者教室) 社会の変化に対応した知識等の習得と健康で生き甲斐のある社会生活を支援すると共に地域のリーダーの養成及び社会参加を助長する取り組みを実施するもので、今後とも必要な事業である。 (各種子育て支援相談事業) 問題解決、情報提供に有効な事業である。
(単位 人)																							
事業名	参加人数																						
家庭教育学級(20学級)	2,788																						
幼児家庭教育学級(ママの講座)	50																						
女性ライフスクール	50																						
高齢者学級(9学級)	816																						
高齢者大学(4学年)	57																						
高齢者大学院(2学年)	24																						
子育てテレホンサービス	190件																						
家庭教育電話相談	18件																						
4. 公民館事業	社会の変化に対応し心豊かに生きていくために、自己学習や世代間・地域間交流の促進を図った。	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">(単位 人)</th> </tr> <tr> <th style="width: 80%;">事業名</th> <th style="width: 20%;">参加人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公民館講座(7講座)</td> <td style="text-align: center;">148</td> </tr> </tbody> </table>	(単位 人)		事業名	参加人数	公民館講座(7講座)	148	・実用講座、調理講座、芸術講座、趣味講座、語学講座、異文化国際理解講座など住民ニーズや時直に対応した講座を実施し、生きがいづくりや資質向上、また、文化的生活を支援していくもので、今後も継続が必要である。														
(単位 人)																							
事業名	参加人数																						
公民館講座(7講座)	148																						
5. 生涯学習事業	生涯学習への認識を深めるとともに、町内教育機関との連携による学習機会の提供を図った。	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">事業名</th> <th style="width: 20%;">参加人数等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生涯学習フェスティバル</td> <td style="text-align: center;">3,617</td> </tr> <tr> <td>〇〇JCオーブンカレッジ(29講座・2事業) (音更町・帯広大谷短期大学共同生涯学習プログラム事業)</td> <td style="text-align: center;">978</td> </tr> <tr> <td>〇〇JCオーブンカレッジ小学生講座(4講座)</td> <td style="text-align: center;">121</td> </tr> <tr> <td>高校開放講座(8講座) (音更町・音更高等学校連携生涯学習プログラム事業)</td> <td style="text-align: center;">191</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	参加人数等	生涯学習フェスティバル	3,617	〇〇JCオーブンカレッジ(29講座・2事業) (音更町・帯広大谷短期大学共同生涯学習プログラム事業)	978	〇〇JCオーブンカレッジ小学生講座(4講座)	121	高校開放講座(8講座) (音更町・音更高等学校連携生涯学習プログラム事業)	191	(生涯学習フェスティバル) 生涯学習を実践する各団体による実行委員会形式のイベントであり、貴重な発表の場でもある。 (〇〇JCオーブンカレッジ、高校開放講座) 帯広大谷短期大学・音更高校と共同で実施する学習講座であり、高等教育機関の教育力を活用した事業である。地域の教育資源活用として極めて有効な事業である。										
事業名	参加人数等																						
生涯学習フェスティバル	3,617																						
〇〇JCオーブンカレッジ(29講座・2事業) (音更町・帯広大谷短期大学共同生涯学習プログラム事業)	978																						
〇〇JCオーブンカレッジ小学生講座(4講座)	121																						
高校開放講座(8講座) (音更町・音更高等学校連携生涯学習プログラム事業)	191																						

項目	成果	教育委員会の点検・評価																						
主要な施策 6.文化・芸術事業	芸術鑑賞や発表の機会を提供するなど豊かな心を養うとともに、芸術文化の向上に努めた。 <table border="1" data-bbox="343 958 571 1742"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>参加人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中学生のための音楽教室</td> <td>998</td> </tr> <tr> <td>小学生のための音楽教室</td> <td>1,568</td> </tr> <tr> <td>文化祭</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td>芸術鑑賞事業（事業協会との連携事業）15事業</td> <td>8,381</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	参加人数	中学生のための音楽教室	998	小学生のための音楽教室	1,568	文化祭	5,000	芸術鑑賞事業（事業協会との連携事業）15事業	8,381	教育委員会の点検・評価 （小・中学生のための音楽教室） 生涯学習の場として、優れたクラシック演奏・舞台公演に肌で触れる機会を提供している。 （文化祭） 芸術発表会や作品展示会を通じて、人々に交流の場を広げ、潤いのあるまちづくりと地域に根ざした文化芸術活動を促進している。ただ、開催期間が3日間必要なのか、又、文化協会賞贈呈式が昼の時間帯であるため観客が少ないなどが、今後の検討課題である。 （芸術鑑賞事業） 文化事業協会と連携し、各ジャンルとも質の高い事業を展開し宮更町の文化芸術の発展に寄与している。												
事業名	参加人数																							
中学生のための音楽教室	998																							
小学生のための音楽教室	1,568																							
文化祭	5,000																							
芸術鑑賞事業（事業協会との連携事業）15事業	8,381																							
7.文化センター利用状況	<table border="1" data-bbox="651 936 810 1742"> <thead> <tr> <th rowspan="2">内容</th> <th rowspan="2">鑑賞発表会</th> <th rowspan="2">研究会</th> <th rowspan="2">研修</th> <th rowspan="2">サークル活動</th> <th rowspan="2">講座</th> <th rowspan="2">その他</th> <th colspan="2">計</th> </tr> <tr> <th>人数</th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>60,434</td> <td>14,339</td> <td>9,933</td> <td>1,350</td> <td>3,827</td> <td>89,883</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	内容	鑑賞発表会	研究会	研修	サークル活動	講座	その他	計		人数	人数		60,434	14,339	9,933	1,350	3,827	89,883		鑑賞会や発表会、講座、各種サークル活動などに幅広く利用されており、町民の身近な施設としての役割を果たしている。現在実施している各種事業を継続・充実して取り組む必要がある。			
内容	鑑賞発表会								研究会	研修	サークル活動	講座	その他	計										
		人数	人数																					
	60,434	14,339	9,933	1,350	3,827	89,883																		
8.図書、視聴覚の振興	(1) 図書館の利用状況 図書の貸出状況 <table border="1" data-bbox="927 1025 1166 1742"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>貸出冊数</th> <th>貸出人数等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>図書館</td> <td>206,277</td> <td>54,423人</td> </tr> <tr> <td>移動文庫</td> <td>25,500</td> <td>10校</td> </tr> <tr> <td>分館</td> <td>25,850</td> <td>6,982人</td> </tr> <tr> <td>団体、相互貸借</td> <td>16,955</td> <td>1,291件</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>274,582</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 視聴覚教材の貸出状況 <table border="1" data-bbox="1289 1126 1366 1742"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>貸出件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教材（ビデオ・DVD・CD）</td> <td>7,526</td> </tr> </tbody> </table>	区分	貸出冊数	貸出人数等	図書館	206,277	54,423人	移動文庫	25,500	10校	分館	25,850	6,982人	団体、相互貸借	16,955	1,291件	計	274,582		区分	貸出件数	教材（ビデオ・DVD・CD）	7,526	利用状況を示す数値は全て前年度を上回っており、「開かれたい図書館」としてますます普及しているが、町民一人当たりの蔵書冊数が3.5冊となっており、目標とする4冊には至っていない。 人口の増加と予算上の制約があるが、図書の整備充実を図り、利用者のニーズに沿ったサービスの向上に努めていきたい。
区分	貸出冊数	貸出人数等																						
図書館	206,277	54,423人																						
移動文庫	25,500	10校																						
分館	25,850	6,982人																						
団体、相互貸借	16,955	1,291件																						
計	274,582																							
区分	貸出件数																							
教材（ビデオ・DVD・CD）	7,526																							

項 目 主 要 な 施 策	成 果	教育委員会の点検・評価																																						
	<p>図書館（本館）の入館者数 105,411 人 図書館の蔵書冊数等</p> <table border="1" data-bbox="395 896 501 1740"> <thead> <tr> <th colspan="2">平成19年度図書等受入数</th> <th rowspan="2">除籍冊数等</th> <th rowspan="2">蔵書冊数等</th> </tr> <tr> <th>購入</th> <th>寄贈等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,273</td> <td>2,101</td> <td>2,563</td> <td>161,712</td> </tr> <tr> <td colspan="2">計</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>7,374</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(単位 冊)</p> <p>(2) 図書館事業の実施状況</p> <table border="1" data-bbox="603 1115 970 1740"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>参加人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>読書感想文コンクール</td> <td>422</td> </tr> <tr> <td>図書交換会</td> <td>199</td> </tr> <tr> <td>子ども映画会</td> <td>130</td> </tr> <tr> <td>エッセイ教室</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>絵本作家講演会</td> <td>53</td> </tr> <tr> <td>絵本原画展</td> <td>1,227</td> </tr> <tr> <td>文学講座</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>工作教室</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>ブックスタート</td> <td>422</td> </tr> </tbody> </table> <p>(単位 人)</p>	平成19年度図書等受入数		除籍冊数等	蔵書冊数等	購入	寄贈等	5,273	2,101	2,563	161,712	計					7,374			事業名	参加人数	読書感想文コンクール	422	図書交換会	199	子ども映画会	130	エッセイ教室	9	絵本作家講演会	53	絵本原画展	1,227	文学講座	15	工作教室	50	ブックスタート	422	<p>図書館資料の活用を促進させることを目的とする各事業は、前年度と同様だが、更に拡大すべく利用者ニーズに対応した事業メニューも検討したい。</p>
平成19年度図書等受入数		除籍冊数等	蔵書冊数等																																					
購入	寄贈等																																							
5,273	2,101	2,563	161,712																																					
計																																								
	7,374																																							
事業名	参加人数																																							
読書感想文コンクール	422																																							
図書交換会	199																																							
子ども映画会	130																																							
エッセイ教室	9																																							
絵本作家講演会	53																																							
絵本原画展	1,227																																							
文学講座	15																																							
工作教室	50																																							
ブックスタート	422																																							

項目	目 的		成 果	教育委員会の点検・評価																																																																											
	主 要 な 施 策	振 興																																																																													
社会体育の振興	1. 体力づくり、健康づくりの振興	楽しく継続的に体力づくりを実践する態度を育て、健康の維持増進に努めた。																																																																													
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>(単位 人)</th> <th>参加人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スポーツライフ</td> <td></td> <td>151</td> </tr> <tr> <td>・幼児たいそう教室(幼児教育)</td> <td></td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>・チャレンジスポーツ教室(少年教育)</td> <td></td> <td>111</td> </tr> <tr> <td>・いきいき女性軽スポーツ教室(成人教育)</td> <td></td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>・40歳～64歳までの軽スポーツ教室(成人教育)</td> <td></td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>・高齢者スポーツ学級(成人教育)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>スポーツ教室</td> <td></td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>・ジュニアトランポリン教室</td> <td></td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>・初心者スケート教室</td> <td></td> <td>12,116</td> </tr> <tr> <td>・こども水泳教室</td> <td></td> <td>19,159</td> </tr> <tr> <td>・大人水泳教室</td> <td></td> <td>482</td> </tr> <tr> <td>・短期こども水泳教室</td> <td></td> <td>1,699</td> </tr> <tr> <td>・こどもステップアップ水泳教室</td> <td></td> <td>27</td> </tr> <tr> <td>・親子水泳教室</td> <td></td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>・大人の水泳水中運動教室</td> <td></td> <td>107</td> </tr> <tr> <td>・個人レッスン(大人水泳)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>体力づくり教室</td> <td></td> <td>6,726</td> </tr> <tr> <td>・リフレッシュエアロ</td> <td></td> <td>5,121</td> </tr> <tr> <td>・大人のためのスタジオブログラム</td> <td></td> <td>11,187</td> </tr> <tr> <td>・水中運動</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>各種大会</td> <td></td> <td>176</td> </tr> <tr> <td>・すずらん駅伝小学生大会兼健康マラソン大会</td> <td></td> <td>318</td> </tr> <tr> <td>・町民スケート大会</td> <td></td> <td>1,834</td> </tr> <tr> <td>・町民体育祭(11種目)</td> <td></td> <td>1,312</td> </tr> <tr> <td>・秋のスポーツ大会(12種目)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事業名	(単位 人)	参加人数	スポーツライフ		151	・幼児たいそう教室(幼児教育)		24	・チャレンジスポーツ教室(少年教育)		111	・いきいき女性軽スポーツ教室(成人教育)		40	・40歳～64歳までの軽スポーツ教室(成人教育)		150	・高齢者スポーツ学級(成人教育)			スポーツ教室		20	・ジュニアトランポリン教室		50	・初心者スケート教室		12,116	・こども水泳教室		19,159	・大人水泳教室		482	・短期こども水泳教室		1,699	・こどもステップアップ水泳教室		27	・親子水泳教室		14	・大人の水泳水中運動教室		107	・個人レッスン(大人水泳)			体力づくり教室		6,726	・リフレッシュエアロ		5,121	・大人のためのスタジオブログラム		11,187	・水中運動			各種大会		176	・すずらん駅伝小学生大会兼健康マラソン大会		318	・町民スケート大会		1,834	・町民体育祭(11種目)		1,312	・秋のスポーツ大会(12種目)	
事業名	(単位 人)	参加人数																																																																													
スポーツライフ		151																																																																													
・幼児たいそう教室(幼児教育)		24																																																																													
・チャレンジスポーツ教室(少年教育)		111																																																																													
・いきいき女性軽スポーツ教室(成人教育)		40																																																																													
・40歳～64歳までの軽スポーツ教室(成人教育)		150																																																																													
・高齢者スポーツ学級(成人教育)																																																																															
スポーツ教室		20																																																																													
・ジュニアトランポリン教室		50																																																																													
・初心者スケート教室		12,116																																																																													
・こども水泳教室		19,159																																																																													
・大人水泳教室		482																																																																													
・短期こども水泳教室		1,699																																																																													
・こどもステップアップ水泳教室		27																																																																													
・親子水泳教室		14																																																																													
・大人の水泳水中運動教室		107																																																																													
・個人レッスン(大人水泳)																																																																															
体力づくり教室		6,726																																																																													
・リフレッシュエアロ		5,121																																																																													
・大人のためのスタジオブログラム		11,187																																																																													
・水中運動																																																																															
各種大会		176																																																																													
・すずらん駅伝小学生大会兼健康マラソン大会		318																																																																													
・町民スケート大会		1,834																																																																													
・町民体育祭(11種目)		1,312																																																																													
・秋のスポーツ大会(12種目)																																																																															

項目	目 的	成 果	教育委員会の点検・評価																																					
主要な施策 2. 指導者、リーダーの養成	指導者及びリーダーを養成するため次のとおり実施した。 (単位 人) <table border="1" data-bbox="347 958 496 1738"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>参加人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・スポーツ少年団リーダー研修会</td> <td>37</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	参加人数	・スポーツ少年団リーダー研修会	37	現在所属のスポーツ少年団でリーダーとして活動するための自覚と資質の向上を図るとともに、団相互の交流を深めべく体力テストや演習、創作活動を実施した。 より多くの少年団員が参加できるよう、少年団活動と重複しない日程や、充実した内容を検討するなど、スポーツ少年団本部と協議しながら課題の改善に努めている。	教育委員会の点検・評価																																	
事業名	参加人数																																							
・スポーツ少年団リーダー研修会	37																																							
3. 参加奨励	各種スポーツへの参加を奨励し振興を図るため次のとおり実施した。 (単位 人) <table border="1" data-bbox="639 958 831 1738"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>参加人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・スポーツ大会参加補助 (全国 10件)</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>・スポーツ賞等表彰 (全道 43件)</td> <td>193</td> </tr> <tr> <td>・スポーツ賞等表彰 (13個人、2団体)</td> <td>45</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	参加人数	・スポーツ大会参加補助 (全国 10件)	12	・スポーツ賞等表彰 (全道 43件)	193	・スポーツ賞等表彰 (13個人、2団体)	45	(スポーツ大会参加補助) スポーツ競技大会への参加に対して補助をしているが、すべての全道・全国大会を対象としない。今後、増加傾向にある各種大会に対して、補助対象範囲等を検討する必要がある。 (スポーツ賞等表彰) スポーツ賞等は、スポーツ振興法に基づき、毎年スポーツ分野において、優秀な成績を納めた方や、スポーツ振興に功績のあった方を表彰している。																														
事業名	参加人数																																							
・スポーツ大会参加補助 (全国 10件)	12																																							
・スポーツ賞等表彰 (全道 43件)	193																																							
・スポーツ賞等表彰 (13個人、2団体)	45																																							
4. 施設の利用状況	(1) 屋内体育施設 <table border="1" data-bbox="954 819 1158 1738"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th colspan="2">個人利用</th> <th colspan="2">団体利用</th> <th rowspan="2">計</th> </tr> <tr> <th>男</th> <th>女</th> <th>件数</th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合体育館</td> <td>33,789</td> <td>31,020</td> <td>2,726</td> <td>72,292</td> <td>137,101</td> </tr> <tr> <td>武道館</td> <td>1,084</td> <td>282</td> <td>1,132</td> <td>35,939</td> <td>37,305</td> </tr> <tr> <td>温水プール</td> <td>27,575</td> <td>40,137</td> <td>304</td> <td>5,349</td> <td>73,061</td> </tr> </tbody> </table> (2) 軽スポーツセンター (単位 人、件) <table border="1" data-bbox="1230 1178 1347 1738"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>件数</th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鈴蘭軽スポーツセンター</td> <td>1,205</td> <td>13,087</td> </tr> <tr> <td>宝来軽スポーツセンター</td> <td>918</td> <td>14,536</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	個人利用		団体利用		計	男	女	件数	人数	総合体育館	33,789	31,020	2,726	72,292	137,101	武道館	1,084	282	1,132	35,939	37,305	温水プール	27,575	40,137	304	5,349	73,061	施設名	件数	人数	鈴蘭軽スポーツセンター	1,205	13,087	宝来軽スポーツセンター	918	14,536	健康意識が高まる中で、誰もが気軽に健康づくりやスポーツにいきそむくことができる環境が求められている。 (1)～(3)の体育施設は、施設の整備補修により環境整備に努め、数多くの利用が図られている。	
施設名	個人利用		団体利用		計																																			
	男	女	件数	人数																																				
総合体育館	33,789	31,020	2,726	72,292	137,101																																			
武道館	1,084	282	1,132	35,939	37,305																																			
温水プール	27,575	40,137	304	5,349	73,061																																			
施設名	件数	人数																																						
鈴蘭軽スポーツセンター	1,205	13,087																																						
宝来軽スポーツセンター	918	14,536																																						

項目	主要な施策	教育委員会の点検・評価																																														
	<p>目 果</p> <p>成</p> <p>(3) 運動公園等</p> <table border="1" data-bbox="308 1240 657 1740"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>数</th> <th>(単位 人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>希望が丘野球場</td> <td>6,168</td> <td></td> </tr> <tr> <td>テニスコート(木野北ほか)</td> <td>7,448</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ソフトボール場</td> <td>9,042</td> <td></td> </tr> <tr> <td>柳町河川緑地グラウンド</td> <td>3,355</td> <td></td> </tr> <tr> <td>木野河川緑地グラウンド</td> <td>4,885</td> <td></td> </tr> <tr> <td>音幌河川緑地グラウンド</td> <td>2,540</td> <td></td> </tr> <tr> <td>パークゴルフ場(5コース)</td> <td>120,616</td> <td></td> </tr> <tr> <td>個人利用</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>パークゴルフ場(6コース)</td> <td>20,775</td> <td></td> </tr> <tr> <td>団体利用</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>174,829</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 学校開放事業</p> <table border="1" data-bbox="715 860 802 1740"> <thead> <tr> <th>種目</th> <th>指定開放校(11校)</th> <th>地域開放校(10校)</th> <th>計</th> <th>(単位 人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>73,808</td> <td>21,906</td> <td></td> <td>95,714</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	数	(単位 人)	希望が丘野球場	6,168		テニスコート(木野北ほか)	7,448		ソフトボール場	9,042		柳町河川緑地グラウンド	3,355		木野河川緑地グラウンド	4,885		音幌河川緑地グラウンド	2,540		パークゴルフ場(5コース)	120,616		個人利用			パークゴルフ場(6コース)	20,775		団体利用			計	174,829		種目	指定開放校(11校)	地域開放校(10校)	計	(単位 人)		73,808	21,906		95,714	<p>教育委員会の点検・評価</p> <p>(4) 学校開放事業では各学校協力のもと、町内スポーツ団体が継続的に活動できる拠点として利用され、利用者数も年々増加しており、学校施設の有効利用が図られている。</p>
施設名	数	(単位 人)																																														
希望が丘野球場	6,168																																															
テニスコート(木野北ほか)	7,448																																															
ソフトボール場	9,042																																															
柳町河川緑地グラウンド	3,355																																															
木野河川緑地グラウンド	4,885																																															
音幌河川緑地グラウンド	2,540																																															
パークゴルフ場(5コース)	120,616																																															
個人利用																																																
パークゴルフ場(6コース)	20,775																																															
団体利用																																																
計	174,829																																															
種目	指定開放校(11校)	地域開放校(10校)	計	(単位 人)																																												
	73,808	21,906		95,714																																												
<p>5. 指定管理者制度の導入</p>	<p>次の社会体育施設について、指定管理者制度を導入した。</p> <p>(1) 温水プール 平成18年度～</p> <p>(2) 総合体育館・武道館 平成19年度～</p>	<p>(温水プール) 開館時間及び開館日が増えたことと、個人レッスンの導入などプログラムを選択肢が増えたため、子供から老人まで幅広い年齢層に好評を得ている。また、利用者数も町が管理していた時と比較し平成18年度、平成19年度とも約25%増となっており、現時点においては費用対効果も含め指定管理者制度導入による一定の効果があったと考えられる。</p> <p>(総合体育館・武道館) 木・金曜日の開館時間を夜間1時間延長したため、利用者が増えており好評を得ている。また、利用者数も町が管理していた時と比較し平成19年度は総合体育館で約20%、武道館で約10%の増となっており、現時点においては費用対効果も含め指定管理者制度導入による一定の効果があったと考えられる。</p>																																														

II 資料

1 教育委員会の組織

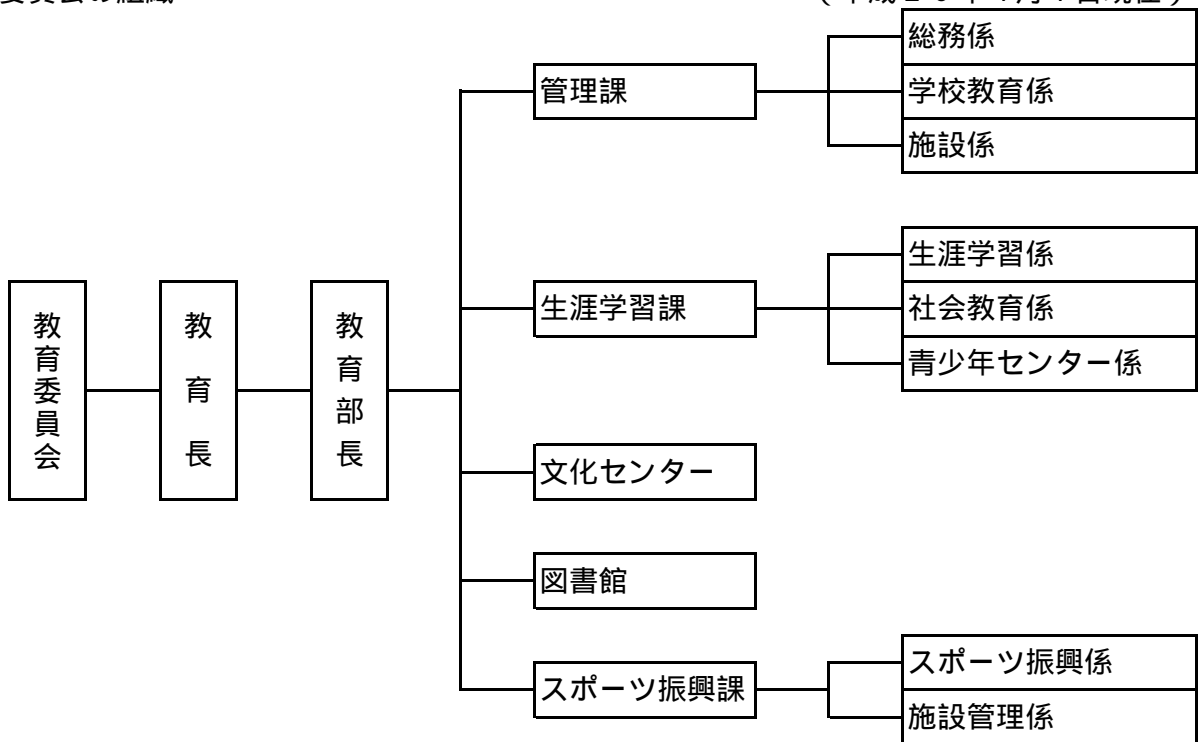
教育委員会委員

(平成20年4月1日現在)

職名	氏名	教育委員の任期
委員長	加藤 禎一	平成19年11月5日 ~ 平成23年11月4日
委員長代理	古屋 泰江	平成12年11月2日 ~ 平成24年11月1日
委員	南出 匠	平成14年1月20日 ~ 平成22年1月19日
委員	田中 義博	平成16年11月2日 ~ 平成24年11月1日
教育長	赤間 義章	平成19年4月1日 ~ 平成23年3月31日

教育委員会の組織

(平成20年4月1日現在)



音更町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第27条第1項の規定に基づき、音更町教育委員会（以下「委員会」という。）の権限に属する事務（法第23条各号に掲げる事務をいう。）の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(点検及び評価の実施)

第2条 委員会は、前条に規定する事務の管理及び執行の状況について、毎年度、前年度分の点検及び評価を行うものとする。

2 第1項の点検及び評価を行うに当たっては、法第27条第2項の規定に基づき、教育に関し学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の知見を活用するものとする。

3 前項の学識経験者は、委員会において選任する。

4 学識経験者は、委員会の求めに応じて、点検及び評価の方法並びに結果等について、意見を述べるができるものとする。

(報告書の作成)

第3条 委員会は、前条の点検及び評価の結果を、報告書として作成しなければならない。

(議会への提出)

第4条 委員会は、前条の報告書を音更町議会に提出するものとする。

(公表)

第5条 報告書は、前条の規定に基づく音更町議会への提出後、遅滞なく公表しなければならない。

2 前項の規定による公表は、次の各号に掲げる方法のうち、1以上の方法によって行うものとする。

(1) 音更町教育委員会公告式規則（昭和31年音更町教育委員会規則第3号）に規定する掲示場又は公衆の見やすい場所に掲示する方法

(2) 広報紙に掲載する方法

(3) インターネットを利用して閲覧に供する方法

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

第2章 教育委員会の設置及び組織

第1節 教育委員会の設置，委員及び会議

（設置）

第2条 都道府県，市（特別区を含む。以下同じ。）町村及び第23条に規定する事務の全部又は一部を処理する地方公共団体の組合に教育委員会を置く。

（組織）

第3条 教育委員会は，5人の委員をもつて組織する。ただし，条例で定めるところにより，都道府県若しくは市又は地方公共団体の組合のうち都道府県若しくは市が加入するものの教育委員会にあつては6人以上の委員，町村又は地方公共団体の組合のうち町村のみが加入するものの教育委員会にあつては3人以上の委員をもつて組織することができる。

（任命）

第4条 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で，人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するものうちから，地方公共団体の長が，議会の同意を得て，任命する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は，委員となることができない。

（1）破産者で復権を得ない者

（2）禁錮以上の刑に処せられた者

3 委員の任命については，そのうち委員の定数の2分の1以上の者が同一の政党に所属することとなつてはならない。

4 地方公共団体の長は，第1項の規定による委員の任命に当たつては，委員の年齢，性別，職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに，委員のうちに保護者（親権を行う者及び未成年後見人をいう。第47条の5第2項において同じ。）である者が含まれるようにしなければならない。

（任期）

第5条 委員の任期は，4年とする。ただし，補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

2 委員は，再任されることができる。

（委員長）

第12条 教育委員会は，委員（第16条第2項の規定により教育長に任命された委員を除く。）のうちから，委員長を選挙しなければならない。

2 委員長の任期は，1年とする。ただし，再選されることができる。

3 委員長は，教育委員会の会議を主宰し，教育委員会を代表する。

4 委員長に事故があるとき，又は委員長が欠けたときは，あらかじめ教育委員会の指定する委員がその職務を行う。

（会議）

第13条 教育委員会の会議は，委員長が招集する。

2 教育委員会は，委員長及び在任委員の過半数が出席しなければ，会議を開き，議決をすることができない。ただし，第5項の規定による除斥のため過半数に達しないとき，又は同一の事件につき再度召集しても，なお過半数に達しないときは，この限りでない。

3 教育委員会の会議の議事は，第6項ただし書の発議に係るものを除き，出席委員の過半数で決し，可否同数のときは，委員長の決するところによる。

4 前2項の規定による会議若しくは議事又は第6項ただし書の発議に係る議事の定足数については，委員長は，委員として計算するものとする。

5 教育委員会の委員は，自己，配偶者若しくは三親等以内の親族の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については，その議事に参与することができない。ただし，教育委員会の同意があるときは，会議に出席し，発言することができる。

6 教育委員会の会議は，公開する。ただし，人事に関する事件その他の事件について，委員長又は委員の発議により，出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは，これを公開しないことができる。

7 前項ただし書の委員長又は委員の発議は，討論を行わないでその可否を決しなければならない。

（教育委員会規則の制定等）

第14条 教育委員会は，法令又は条例に違反しない限りにおいて，その権限に属する事務に関し，教育委員会規則を制定することができる。

2 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程で公表を要するものの公布に関し必要な事項は，教育委員会規則で定める。

（教育委員会の議事運営）

第15条 この法律に定めるもののほか，教育委員会の会議その他教育委員会の議事の運営に関し必要な事項は，教育委員会規則で定める。

第2節 教育長及び事務局

（教育長）

第16条 教育委員会に，教育長を置く。

2 教育長は，第6条の規定にかかわらず，当該教育委員会の委員（委員長を除く。）である者のうちから，教育委員会が任命する。

3 教育長は，委員としての任期中在任するものとする。ただし，地方公務員法第27

条，第28条及び第29条の規定の適用を妨げない。

4 教育長は，委員の職を辞し，失い，又は罷免された場合においては，当然に，その職を失うものとする。

（教育長の職務）

第17条 教育長は，教育委員会の指揮監督の下に，教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどる。

2 教育長は，教育委員会のすべての会議に出席し，議事について助言する。

3 教育長は，自己，配偶者若しくは三親等以内の親族の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件についての議事が行われる場合においては，前項の規定にかかわらず，教育委員会の会議に出席することができない。ただし，委員として第13条第5項ただし書の規定の適用があるものとする。

（事務局）

第18条 教育委員会の権限に属する事務を処理させるため，教育委員会に事務局を置く。

2 教育委員会の事務局の内部組織は，教育委員会規則で定める。

第3章 教育委員会及び地方公共団体の長の職務権限

（教育委員会の職務権限）

第23条 教育委員会は，当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で，次に掲げるものを管理し，及び執行する。

（1）教育委員会の所管に属する第30条に規定する学校その他の教育機関（以下「学校その他の教育機関」という。）の設置，管理及び廃止に関すること。

（2）学校その他の教育機関の用に供する財産（以下「教育財産」という。）の管理に関すること。

（3）教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

（4）学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒，児童及び幼児の入学，転学及び退学に関すること。

（5）学校の組織編制，教育課程，学習指導，生徒指導及び職業指導に関すること。

（6）教科書その他の教材の取扱いに関すること。

（7）校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること。

（8）校長，教員その他の教育関係職員の研修に関すること。

（9）校長，教員その他の教育関係職員並びに生徒，児童及び幼児の保健，安全，厚生及び福利に関すること。

（10）学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。

（11）学校給食に関すること。

- (12) 青少年教育，女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関する事。
- (13) スポーツに関する事。
- (14) 文化財の保護に関する事。
- (15) ユネスコ活動に関する事。
- (16) 教育に関する法人に関する事。
- (17) 教育に係る調査及び指定統計その他の統計に関する事。
- (18) 所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関する事。
- (19) 前各号に掲げるもののほか，当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関する事。

(長の職務権限)

第24条 地方公共団体の長は，次の各号に掲げる教育に関する事務を管理し，及び執行する。

- (1) 大学に関する事。
- (2) 私立学校に関する事。
- (3) 教育財産を取得し、及び処分する事。
- (4) 教育委員会の所掌に係る事項に関する契約を結ぶ事。
- (5) 前号に掲げるもののほか，教育委員会の所掌に係る事項に関する予算を執行する事。

(職務権限の特例)

第24条の2 前2条の規定にかかわらず，地方公共団体は，前条各号に掲げるもののほか，条例の定めるところにより，当該地方公共団体の長が，次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又はすべてを管理し、及び執行することとすることができる。

- (1) スポーツに関する事(学校における体育に関する事を除く。)
- (2) 文化に関する事(文化財の保護に関する事を除く。)

2 地方公共団体の議会は，前項の条例の制定又は改廃の議決をする前に，当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

(事務処理の法令準拠)

第25条 教育委員会及び地方公共団体の長は，それぞれ前3条の事務を管理し，及び執行するに当たっては，法令，条例，地方公共団体の規則並びに地方公共団体の機関の定める規則及び規程に基づかなければならない。

(事務の委任等)

第26条 教育委員会は，教育委員会規則で定めるところにより，その権限に属する事務の一部を教育長に委任し，又は教育長をして臨時に代理させることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず，次に掲げる事務は，教育長に委任することができない。
 - (1) 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関する事。

- (2) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関する事。
- (3) 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関する事。
- (4) 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関する事。
- (5) 次条の規定による点検及び評価に関する事。
- (6) 第 2 9 条に規定する意見の申出に関する事。

3 教育長は、第 1 項の規定により委任された事務その他その権限に属する事務の一部を事務局の職員若しくは教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員（以下この項及び次条第 1 項において「事務局職員等」という。）に委任し、又は事務局職員等をして臨時に代理させることができる。

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第 2 7 条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第 1 項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第 3 項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

（教育委員会の意見聴取）

第 2 9 条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。